

【報道関係者各位】

「個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会」を開催します

茨城県労働委員会では、労働者と使用者との間で労働関係のトラブルが起きたときに、労働問題の専門家である労働委員会の委員が、双方の間に入って話し合いを進め、問題解決のお手伝いをする「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

また、全国の労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報活動を実施しています。今回、茨城県労働委員会では、賃金、解雇、パワハラなど労使間のトラブルでお困りの労働者及び使用者の方を対象に、**労働委員会の委員が直接相談に応じる労働相談会**を開催します。

なお、労働委員会で行う相談や手続きなどの費用は、全て無料です。

●日時・会場

| | | |
|-----|-----------------------|--------------------------------|
| 第1回 | 10月11日(水) 14:00~17:00 | 県庁茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6) |
| 第2回 | 10月19日(木) 17:00~19:00 | |
| 第3回 | 10月27日(金) 14:00~17:00 | |

※面談または電話により相談を行います。

●相談員

茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員等）

●申込方法

相談日前日までに電話でご予約ください。

●ご予約・お問い合わせ先

茨城県労働委員会事務局（電話029-301-5563）

受付時間 8:30~17:15（土・日・祝日を除く）

※個別的労使紛争とは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争をいいます。一方、労働組合と使用者との間で生じた紛争を集団的労使紛争といいます。

※あっせんとは、労働者と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、公益代表（弁護士や大学教授など）、労働者代表（労働組合の役員など）、使用者代表（会社役員など）の三者で構成するあっせん員が、当事者間を仲介し、話し合いによる紛争の解決を支援することです。

【本件に関するお問い合わせ先】

茨城県労働委員会事務局 総務調整課 担当：諏訪
TEL：029-301-5563（直通） FAX：029-301-5579

秘密厳守！

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会

パワハラ

解雇

まずは
ご相談ください！



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が、ご相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらからのご相談もお受けいたします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

| | 日時 | 会場 |
|-----|--------------------------|---------------------------------------|
| 第1回 | 10月11日（水） 14:00～17:00 | 県庁23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6） |
| 第2回 | 10月19日（木） 17:00～19:00 | |
| 第3回 | 10月27日（金） 14:00～17:00 | |

- ◆**面談**または**電話**により相談を行います。
- ◆**事前予約制**です。前日までに、お電話でご予約ください。

ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局

受付時間 8:30～17:15
（土日祝日を除く）

TEL:029-301-5563

【相談事例】

労働者個人から

- ◆職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆勤務先の社長から、会社の経営が厳しいから辞めてくれと言われた。退職しなければならないのか。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

使用者から

- ◆社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ◆経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労働委員会とは・・・

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労使間のトラブルを解決するための行政機関です。

あっせんとは・・・

「あっせん員」が、労使間のトラブルについて、公正・中立な立場で労使双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いにより解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の主な業務

無 料

秘密厳守

- 1 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(あっせん・調停・仲裁)
- 2 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(個別的労使紛争のあっせん)
- 3 不当労働行為の審査を行い、必要な救済命令を出します。

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁23階)

TEL 029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

TEL 029-301-5568(不当労働行為の審査)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudou/index.html>

